



Building a better  
working world

## Hong Kong Tax Alert

16 August 2024

2024 Issue No. 11

### 香港政府、本拠地移転制度に関する最新の立法提案を公表

香港政府の財経事務及び庫務局(以下、「FSTB」)は、香港の本拠地移転制度(Re-domiciliation Regime)に関する過去のコンサルテーション・ペーパーについて、当該コンサルテーションの結論と立法提案を公表しました。

当該コンサルテーション・ペーパーの結論では、寄せられた意見を要約して対応するとともに、当初の立法提案に対して、いくつかの改善点と変更点を概説しています。

このタックスアラートでは、FSTBへ寄せられた意見と、最新の立法提案に対するFSTBの見解について紹介します。

## 最新の立法提案について

### 香港への本拠地移転のみを対象とする立法アプローチを維持

一部の回答者からは、提案されている新制度が香港への本拠地移転のみでなく、香港から香港外への本拠地移転も認めることで、参入企業により一層の柔軟性を与えることができるのではないかという意見がありました。

FSTBはこれに対し、この新制度案は市場のニーズに応えるものであり、特に保険業界からの、海外に本拠地を置く一部の企業が、香港外の国・地域におけるコンプライアンス費用の増加を理由に、本拠地を移転したいと考える可能性があるという意見へ対応するものであると述べています。このような費用増加の要因としては、特定のタックスヘイブン(租税回避地)で事業を行う企業に求められる経済的実体要件や、大手多国籍企業グループに対して課されるグローバル最低課税などが挙げられます。しかし、FSTBは、香港企業が他の国・地域に本拠地を移転しようとする実際のニーズは見られないと述べています。

FSTBは、市場のニーズにできるだけ早く応えるという観点から、香港政府の政策意図に沿って香港への本拠地移転制度を優先することが適切だと考えています。また、シンガポールやオーストラリアでも同様のアプローチが採用されており、それぞれの政策目標と発展ニーズに合わせて、自国への本拠地移転制度のみが導入されています。

### 香港に本拠地を移転できる会社の種類を5種類から4種類に減らす

FSTBは、有限責任保証会社(companies limited by guarantee)が本拠地を香港に移転する需要が見られないことから、香港の新制度案は現在、以下の4種類の会社のみを制度の対象としています。対象は、(i)非公開有限責任株式会社(private companies limited by shares)、(ii)公開有限責任株式会社(public companies limited by shares)、(iii)非公開無限責任株式会社(private unlimited companies with share capital)、(iv)公開無限責任株式会社(public unlimited companies with share capital)です。

ただし、本拠地移転をした会社は、その法人格を維持するため、本拠地移転手続きを通じて会社の種類を変更することは認められません。

### 財務諸表の作成・監査期限の緩和

債務支払能力を証明するための財務諸表について、本拠地移転の申請前の作成期限が緩和され、これまでの3カ月以内ではなく、12カ月以内に延長されることが提案されています。

特に、これらの財務諸表の監査は、発行国・地域の法律又は適用される規制規則が監査を要求している場合にのみ必要となります。

### 株主の同意要件の簡素化

本拠地所在地の法律又は移転申請をする会社の定款のいずれにおいても、本拠地移転に関して株主の同意を要求していない場合にのみ、適格株主の75%以上による決議(会議での決議又は書面決議)の同意が必要となります。

### 本拠地所在地での登録抹消期限の緩和

香港で本拠地移転証明書を取得した後、元の本拠地所在地にて登録を抹消する期限は当初60日でしたが、現在は120日に延長されています。なお、申請会社は、必要に応じて期限延長を申請することも可能です。

### 債務支払能力及びコンプライアンス状況の証明に関する新たな要件

移転申請をする会社の債務支払能力及びコンプライアンス状況を証明するために、法律意見書が必要となります。この法律意見書は、当該会社の元の本拠地所在地における法律を専門とする法律専門家によって作成されることが必要とされ、また、以下の事項を含む多くの事項について意見を述べる必要があります。

- (i) 移転申請をする会社が元の本拠地所在地において適法に登録され、有効に存続しており、かつ、清算中でないこと
- (ii) 会社の種類、本拠地移転に関する株主の許可・同意、及び移転後の会社の種類・社名、定款案の採択
- (iii) 移転申請をする会社が提案する本拠地移転が元の本拠地所在地の法律に適合していること

## 本拠地移転に伴って二重課税が生じた場合、片務的税額控除が可能

過去のコンサルテーション・ペーパーにはなかった新たな措置として、香港に本拠地移転をした会社に対して片務的税額控除が提供され、元の本拠地所在地にて本拠地移転に伴い未実現利益として課税された場合、香港移転後に実際に得られた利益に対する課税において当該片務的税額控除が適用されます。

## 政策意図の立法提案への明示的な反映

FSTBは、立法提案において、本拠地移転によって新たな法人が設立されるわけではなく、企業の財産、権利、義務・責任、及び関連する契約上・法律上の手続きに影響を与えないことを明示的に規定する、と述べています。

香港に本拠地移転をした会社は、一般的に、香港法人と同じ権利を有し、会社法(以下、「CO」)に基づく関連要件を順守する必要があります。

## 金融機関向けの具体的な措置

FSTBは、保険業法(Cap. 41)、銀行法(Cap. 155)及び関連する附属法令の改正を提案しています。これにより、本拠地を香港に移転して元の本拠地所在地から登録抹消を完了した保険会社や銀行(認可金融機関、以下、「AI」)について、香港で設立された同種事業者と同様の規制・監督を受けることを確保します。

香港外で設立された保険会社やAIは、香港会社登記所(以下、「CR」)への本拠地移転の申請を行う前に、香港の各規制当局に連絡し、香港で設立された同種事業者に適用される規制要件を満たす能力について、必要な評価を事前に実施する必要があります。

また、FSTBは法改正に加え、CRと金融規制当局との間の調整を促進するための実務上の取り決めも検討します。

## 香港で登記されている非香港企業向けの円滑化措置

FSTBは、銀行口座や決済ゲートウェイなどの事業継続性を確保するため、CO及び事業登録法(Cap. 310)に基づいて具体的な措置を講じ、香港で登記されている非香港企業が本拠地を香港に移転した後も、香港で事業を行うために使用している会社名(会社法で定義される法人名又は承認商号)及び事業登録番号を保持できるようにします。また、CRと内国歳入局の間で行われている同時事業登録に関する措置も、会社の本拠地移転申請に適用されます。



## 論評

EYは、FSTBが、会社の本拠地移転に関する立法提案を更新するにあたり、過去のコンサルテーション・ペーパーに寄せられた数多くの意見や提案を取り入れてることを歓迎します。

しかし、FSTBは、一部の回答者が提起したいくつかの問題に対しては未解決のままとしています。これには、(i) 本拠地移転をした会社は、移転に伴って香港設立会社と見なされ、香港の租税条約の下で香港居住者として認められるか、(ii) 本拠地移転をした会社の株式譲渡には香港印紙税が課されるかどうかが含まれます。

実際、租税条約上の目的以外では、内国歳入法(以下、「IRO」)のさまざまな規定に基づく特定の所得や軽減に関する税務上の措置は、会社が香港設立であるかどうかによって異なります(例えば、海運業についてのセクション23Bや、片務的税額控除に関するセクション50AAA及び50AAABなど)。

立法提案では、香港に本拠地移転をした会社について、IROの適用上、香港設立会社と見なすことができる一方で、租税条約は二国間条約の性質を有するため、このようなみなし規定が租税条約の下で適用できるかどうかは、明確ではありません。

同様に、経済協力開発機構(以下、「OECD」)の税源浸食・利益移転イニシアチブに基づくグローバル最低課税の適用においても、このようなみなし規定により、本拠地移転をした会社が香港の納税居住者と見なされるかどうかも不明確です。香港政府がOECDと協議し、この点について明確化することが必要と考えられます。

印紙税の問題については、本拠地移転をした会社がCOを順守する必要があり、株式譲渡の登記を香港で行うことが求められることから、当該会社の株式譲渡は香港印紙税の課税対象となるでしょう。

本拠地移転制度案の魅力を高めるために、本拠地移転をした会社の株式譲渡に関する印紙税の免除を検討する意見があります。しかし、そのような免除を認めることができかどうかについては、原則や公平性の観点から議論の余地があるかもしれません。

特に、香港に本拠地移転をした会社に対するCOの適用規定について、どのように解釈すべきかを明確化する必要があります。例えば、本拠地移転をした会社の取締役会は移転後の最初の財務諸表を作成する際、会計年度の初日と本拠地移転日が異なる場合、COのセクション379を考慮して、どちらの日付を基準に財務諸表の作成を開始すべきかといった点を明確にする必要があります。

本立法提案は、今年の最終四半期に立法会に提出される予定です。香港への本拠地移転をご検討中の方、または本件に関してご質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。



## Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong  
Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services			
<b>Wilson Cheng</b> Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			<b>Paul Ho</b> Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com			
<b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>			<b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>			
<b>Hong Kong Tax Services</b>			<b>Hong Kong Tax Services</b>			
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com		
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com		
Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	<b>Customer Tax Operations and Reporting Services</b>			
Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	<b>US Tax Services</b> <b>Camelia Ho</b> +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com				
<b>China Tax Services</b>			<b>International Tax and Transaction Services</b>			
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com	Cindy Li +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com		
<b>Payroll Operate</b>	<b>Accounting Compliance and Reporting</b>					
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	<b>International Tax Services</b>			
<b>International Tax and Transaction Services</b>			<b>Stuart Cioccarelli</b> +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com			
<b>International Tax Services</b>	<b>Transfer Pricing Services</b>					
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com		
<b>Transaction Tax Services</b> <b>People Advisory Services</b>			Maggie To +852 3752 4779 maggie.to@hk.ey.com	Ruairi Lamb +852 2846 9070 ruairi.lamb@hk.ey.com		
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com	<b>Transfer Pricing Services</b>			
Mary Chua +852 2849 9448 mary.chua@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com		
Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	<b>Transaction Tax Services</b>			
<b>Asia-Pacific Tax Centre</b>						
<b>Tax Technology and Transformation Services</b>	<b>International Tax and Transaction Services</b>		<b>Indirect tax</b>			
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	<b>US Tax Desk</b> Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com		Shubhendu Misra +852 2232 6578 shubhendu.misra@hk.ey.com			
<b>Operating Model Effectiveness</b> <b>Edvard Rinck</b> +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com			<b>Tax and Finance Operate</b>			
<b>Tracey Kuuskoski</b> +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com						

# EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm.

Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

## About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2024 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

03673-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](http://ey.com/china)



Follow us on WeChat  
Scan the QR code and stay up-to-date  
with the latest EY news.